

Title	日本の女性刑務所が抱える問題について考える
Sub Title	Women's prisons, inmates and prison officers in Japan today
Author	矢野, 恵美(Yano, Emi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2017
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.37 (2017. 2) ,p.111- 130
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	井田良教授退職記念号#論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20170224-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本の女性刑務所¹⁾が抱える 問題について考える^{2) 3)}

矢野 恵美

- 一 はじめに
- 二 日本の女性刑務所の抱える問題の確認
- 三 背景にある日本社会における女性の現状
- 四 女性刑務所、女性受刑者に関する国際準則
- 五 課題とまとめ

一 はじめに

日本では、明治以来、受刑者処遇については様々な議論がされ、確実に発展

-
- 1) 日本の矯正では長い間「男子刑務所」「女子刑務所」の語が使用されてきた。しかし、成人男性、成人女性について男子・女子の語を使用することには異論もあり、筆者も矯正関係者向けの論稿では男子・女子の語を、一般向けの論稿では男性・女性の語を使用するなどしてきたが、2016年版犯罪白書では男性・女性の語が使用されるに至っており、本稿でも男性・女性の語を使用した。
 - 2) 至らない内容であるが、本稿は法務省矯正局の多くの皆様、矯正管区の皆様、各刑務所の多くの皆様、さらに名執雅子大臣官房審議官、大橋哲施設課長、そして元法務省職員清水博子氏のご指導なしには執筆には決して至ることはできなかった。この場をお借りして心よりお礼を申し上げたい。本稿は、科研費基盤研究 (B)「ジェンダーの視点から見た受刑者処遇の総合的研究」を経て、科研費基盤研究 (A)「犯罪者を親にもつ子どもへの法的支援の総合的研究」の研究の一環である。
 - 3) 受刑者と子どもの問題も大きな問題であるが、紙幅の関係で本稿では取り上げなかった。この問題については矢野恵美「受刑者を親にもつ子どもについて考える」刑政第128巻第1号14頁-29頁(2017年)を参照。

を遂げてきた。「刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律（明治41（1908）年法律第28号）」（以下「監獄法」）も当時としては非常に高水準なものであった⁴⁾。しかし、それは主として男性受刑者処遇を念頭に置いたものであり、女性受刑者処遇に特化した問題はほとんど扱われていなかったと言っても過言ではない。最大の要因は、女性受刑者の受刑者全体に占める割合が低いことである。例えば1960年の犯罪白書を見てみると、1958年末における全受刑者のうち女性受刑者の割合はわずかに1.87%、新入受刑者は2.2%であった⁵⁾。女性の犯罪の特徴についても、「女子の犯罪は、男子の犯罪にくらべて少なく、男子と異なる特色をもっている。古今東西この点は共通であるが、とくに、わが国は欧米の一般の国ぐに比較して女子の犯罪の少ないことが目だつ。⁶⁾」と書かれており、欧米に比べてもその数の少なさが特徴であるとされていた。そのため、性差に基づく必要最低限の配慮（女性受刑者の入浴は女性職員が行う、生理用品を給与する等）又はいわゆる不適正処遇防止の観点（特に女性受刑者と男性職員との関わり）に留まり、改善更生・社会復帰を想起して女性ならではの特性・ニーズを客観的に特定し、組織的に共有するには至らなかったように思われる。

女性受刑者が受刑者全体において少数であり、受刑者全体の10%に満たない点は、多くの国に共通である（現在、一般的に2～9%と言われている⁷⁾）。そのため、女性受刑者処遇は、多くの国で例外的なもの、又は男性の受刑者処遇の延長と考えられてきた。しかし、英国やスウェーデン等をはじめ、諸外国では、女性受刑者には、男性受刑者とは異なる特性・ニーズがあることがデータをもって客観的に証明され、その数が少なくとも、女性受刑者を扱う場面において、その特性に配慮することが潮流となっている⁸⁾。日本では、2015年の

4) 小野清一郎・朝倉京一『改訂監獄法〔復刊新装版〕』有斐閣（2000年）2頁には「制定当時における世界の立法水準を遙かに抜くものであった」とある。

5) 1960年版犯罪白書 http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/1/nfm/n_1_2_3_2_1_2.html より。

6) 1960年版犯罪白書 http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/1/nfm/n_1_2_1_1_1_4.html より。

7) http://www.prisonstudies.org/sites/default/files/resources/downloads/world_female_imprisonment_list_third_edition_0.pdf

入所受刑者における女性受刑者の割合は9.86%と未曾有の割合を占めるに至っており⁹⁾、世界的に見ても高い割合を占めるようになってきているという現状がある¹⁰⁾。

日本でもこれまで、女性受刑者に関し、各専門誌で特集が組まれたこともあり¹¹⁾、特に実際の処遇に携わる女性刑務所の刑務官の間で女性受刑者の特性（例えば性的虐待経験をもつ者が多い等）は現場レベルで実感はされてきた。しかし、女性受刑者の特性・ニーズを客観的に特定、組織的に共有した上で、あるべき女性受刑者処遇を考えるとところまでは至っていなかったと思う。もっとも、2012年頃から、「女性受刑者」「女性刑務所」は高い注目を集めるようになった。2012年7月20日に犯罪対策閣僚会議において決定された「再犯防止に向けた総合対策」では、再犯防止のための重点施策の中に、「女性特有の問題に着目した指導及び支援」が挙げられ¹²⁾、2013年版の犯罪白書では特集の1つが「女子の犯罪・非行」となった。また、この間に、堂本暁子元千葉県知事を委員長とする「女子刑務所のあり方委員会」が立ち上がり、メンバーの1人として、筆者も日本の女性刑務所の問題点を指摘させて頂いた¹³⁾。委員会の提言の1つが「地域支援モデル事業」として、現在では全女性施設でそれぞれ展開されている¹⁴⁾。そして2014年、法務省内では、女性職員の育成、過剰

8) 矢野恵美・齋藤実「英国の女子被収容者マネジメントに学ぶこと—刑務所庁規則4800「女子被収容者」より—」刑政第125巻第12号42頁-57頁（2014年）を参照。

9) 統計年報より算出。

10) 2016年版犯罪白書より、「各種犯罪の動向と各種犯罪者の処遇」の1つとして「女性犯罪・非行」という項目が登場した。

11) 「女子受刑者の処遇に関する研究について」刑政第123巻第5号（2012年）、「特集 女子をめぐる諸問題」犯非第166巻（2010年）、「特集 女子犯罪」刑政第120巻第4号（2009年）、「論説 女性の犯罪」罪と罰第44巻第3号（2007年）等。新しい動きについては「特集 女性による犯罪・非行の特性と処遇」法律のひろば2013年8月号（2013年）があり、「特集 女子刑務所のあり方を考える」刑政第125巻第2号（2014年）では多くの視点を取り上げられている。

12) 2012年7月20日犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」10頁。

13) 堂本暁子「女子刑務所の今後のあるべき姿を考える」刑政第125巻第2号26頁-35頁（2014年）に女子刑務所のありかた研究委員会の動向が紹介されている。

収容対策、運営体制の整備、女性受刑者の特性に応じた処遇の充実をはかること等を内容とした「マーガレット・アクション」が策定され¹⁵⁾、日本の女性受刑者処遇も活発に動き始めている。

そこで、本稿では、現在日本の女性刑務所が抱える問題を整理し、何らかの解決案を提案することを試みたいと考える。

二 日本の女性刑務所の抱える問題の確認¹⁶⁾

1 過剰収容・高収容率の状況

日本の刑務所では、かつて過剰収容が大きな問題となった。2004年末の行刑施設全体の収容率は、105.9%で、収容人員が収容定員を超えている施設は全体の実に86.5%であった（100%未満の施設には4つの医療刑務所が含まれており、通常の刑務所で100%未満の収容率の施設は非常に少なかったと言える）。当時の既決の収容率（受刑者等判決が確定した者に割当てた定員に対する実際の受刑者等の収容比）は、それよりも高く、117.6%というピークを迎えていた¹⁷⁾。当時は刑務所内の様々な部屋を居室に仕様変更し、6人定員の部屋にベッドを入れて8人収容にする等の様子が見られた。しかし、施設の増加等の手段が講じられ、現在は過剰収容が解消され、2015年末の収容率は、刑事施設全体で65.1%、既決でも72.4%となり¹⁸⁾、受刑者処遇は落ち着きを取り戻しているかに思われる¹⁹⁾。しかし、これは、男性刑務所に限った話であり、女性刑務所では依

14) 氏福浩史「地域の支援を得るためのネットワークづくりについて」刑政第125巻第2号 67頁-74頁（2014年）。林部一孝「レポート再犯防止シンポジウム『女子刑務所問題を考える』」刑政第127巻第3号100頁-103頁（2016年）。

15) 西田博「矯正運営の課題『女子刑務所問題』」罪と罰第51巻第4号（2014年）4頁。

16) 全体像については名執雅子「女子受刑者等の処遇に関する施策の現状と課題—女性の特性に応じた処遇と女子矯正施設の運営—」法律のひろば2013年8月号（2013年）4頁-9頁に詳しい。

17) 2005年版犯罪白書98頁。

18) 2016年版犯罪白書49頁。

然として過剰収容又は高率収容に悩まされている。2015 年末時点において、女性施設の既決の収容率はなお 94.2% であり、ようやく 100% は切ったものの、依然、厳しい状況が続いている。なお、女性施設では、2006 年のピーク時には既決の収容率が 130% を超えるという異常な状態であった。もっとも、この年の犯罪白書では、女性の施設を取り出した収容率は記載されていなかったということも申し添えておく。さらに、平均化されると見えてこないが、女性の刑事施設の定員・人員の中には、2011 年 10 月から定員を 300 人増やし 800 人収容としたものの、2015 年末には 360 人しか収容のなかった²⁰⁾ 美祿社会復帰促進センター等も含まれており、他の女性刑務所の収容率は、実際にはさらに厳しい状態にある。

2 女性比の上昇²¹⁾

先にも述べたように、2015 年の入所受刑者における女性比は 9.86% と 10% に迫る未曾有の割合を占めるに至っている。2007 年の女性比が戦後の 1946 年以降最高の割合に達して以来、女性比は増え続けている。また 20 年前と入所受刑者数を比較してみると、1995 年は男性 20834 人、女性 1004 人、2015 年には男性 19415 人、女性 2124 人であり、男性はむしろ減少しているのに対し、女性は 2 倍以上になっている。年末在所者数で見ると、1995 年が男性 36919 人、女性 1666 人、2015 年が男性 46918 人、女性 4657 人である。ここでも女性はこの 20 年で 3 倍近くとなっており、女性刑務所は今まさしく対策が求められている状態であると言える。

検挙人員における女性比は 1970 年代後半以降 2 割前後で推移しており急増してはいないが、検挙人員の年齢別構成比では 1995 年の 65 歳以上の割合が男性 3.3%、女性 6.3% で既に女性が多かったが、2015 年には男性 16.5%、女性は

19) 杉浦法務大臣（当時）が 2006 年 4 月 5 日の衆議院法務委員（14 号）の答弁で、「適正と申しますか、80% が上限だといわれている」と発言している。

20) 矯正統計年報より。

21) 数字は全て矯正統計年報より。

実に33.1%に至っている。女性受刑者の増加は起訴猶予率の推移等とも関係があるように思われるが（2105年の全体の起訴猶予率は64.4%であるのに対し女性性は44.3%）²²⁾、紙幅の関係で本稿では触れない²³⁾。

3 処遇困難受刑者の増加

単に女性受刑者数が増え、過剰又は高率収容の状況に悩まされているのみならず、受刑者の性質を見ても、以下に見ていくように、潜在的に処遇の難しい（専門知識・人手・時間がかかる）受刑者が増加している。

(1) 精神疾患・摂食障害

例えば、新受刑者における精神診断を見ると、知的障害を除く何らかの精神疾患を抱える受刑者は、2005年男性5.0%、女性14.8%、2015年男性10.6%に対し女性22.5%である²⁴⁾。また、2013年9月の法務省の調査では医療刑務所に18人、女子刑務所に106人、全体の3%が摂食障害であることもわかった²⁵⁾。摂食障害の受刑者は、①そもそも摂食障害が「病気」であるという認識が本人はもちろん、刑務官にも（最近は意識が高まり、認識も高まっている）さらには社会的にも低いこと。②医師にも専門家が少なく、摂食障害への医療的対応が一般的ではないこと。③摂食障害への医療的対応の中に、一般的な刑務所処遇の「型」になじまないものがあるが、そのことが知られていないこと。④「型」になじまない対応があると知っていても、ではそれに対して処遇の一般理念に反してどこまで対応すべきかの葛藤があること等が考えられる²⁶⁾。このように非常に刑務所での処遇に労力を要する摂食障害は、基本的に女性受刑者に特有の問題である。また、摂食障害と窃盗の関係も指摘されており²⁷⁾、

22) 2010年までの動向では女性の方が高かったが女性の起訴猶予率の低下が指摘されている。清水淑子「女性と犯罪（動向）」刑政第124巻第6号27頁-28頁（2013年）。

23) 数字は2016年版犯罪白書資料及びそこから算出。

24) 矯正統計年報より算出。

25) 2013年版犯罪白書194頁。

女性受刑者の抱える問題をより困難にしている。北九州医療刑務所では女区を設け、摂食障害の受刑者への対応を始めている。

(2) 高齢受刑者²⁸⁾

女性受刑者の性質の中で最も大きな問題は、高齢受刑者の問題かもしれない。男女ともに65歳以上の受刑者は増加を続けており、1995年における新入受刑者における70歳以上の割合は、男性0.67%、女性1%に対し、2015年では男性4.6%であるのに対し、女性では実に8.5%にも上っている²⁹⁾。又、70歳以上の高齢受刑者は2002年と2012年を比べると、約5.2倍になっている。高齢受刑者は、刑務作業や日常動作、心身の疾患等に配慮が必要であり、また、出所に向けての支援も、社会福祉を視野に入れた特別なものが要求される。なお、入所罪名も年齢層によって大きく異なっており、女性は65歳以上では77.8%を窃盗が占め(2008年から2012年の累計)、70歳以上の受刑者の中では、約84%を窃盗が占めている。しかも、65歳以上の51.8%は初入である。

(3) 窃盗罪

男性も女性も入所受刑者の罪名別構成比では、窃盗と覚せい剤取締法の合計が半数を超えるが、例えば2015年では、男性では合計が58.7%であるのに対して、女性は81.1%をこの2つが占めている。中でも女性は上記のように高齢受刑者に窃盗が占める割合が非常に多い。さらに窃盗の背景に貧困の問題と

26) 拙稿「受刑者なのか患者なのか：医療と刑罰の間」刑政第126巻第7号14頁-25頁(2015年)を参照。また、摂食障害受刑者治療に関しては瀧井正人「一般矯正施設における摂食障害患者の処遇・治療に関する提言(前)」刑政第126巻第5号64頁-71頁(2015年)「一般矯正施設における摂食障害患者の処遇・治療に関する提言(後)」刑政第126巻第6号90頁-98頁(2015年)に詳しい。

27) 例えば小島まな美「女子刑務所における摂食障害受刑者問題の現状と対策について」刑政第126巻第2号103頁(2015年)では摂食障害受刑者の特徴として指摘されている。

28) 個別に註のある以外の数字は2013年版犯罪白書より。

29) 矯正統計年報より算出。

同程度に交際相手を含む家族とのトラブルが挙げられており、体調不良を挙げる者も多い³⁰⁾。2008年版の犯罪白書でも、高齢初発窃盗は女性に圧倒的に多いこと、男性は経済的困窮が原因であり、ホームレスも多いのに対し、「女子の高齢犯罪者の場合は、生活基盤はあり、生活費自体に困っていたわけではない者が多く、小額の食品等の万引がほとんどで、高齢になって万引を繰り返すようになった者も少なくなかった。切羽詰った状況ではないものの、経済的不安を感じることから金銭を節約しようとして、食料品等の物を盗む傾向が認められた。また、犯行に至った背景要因として、疎外感や被差別感を有している者が少なからず存在し、これらについては、周囲からの働きかけや支えがほとんどないことからくる孤独感・孤立感といった心理的要因が影響している可能性がある。」と述べられている³¹⁾。また女性の出所受刑者の5年以内の累積再入率を見ても、女性は窃盗が最も高く、45.1%に及んでいる³²⁾。

（4）覚せい剤事犯者（薬物依存症者）

上記のように、65歳以上では77.8%が窃盗を占めているのに対し、29歳以下と、30歳代ではそれぞれ半数以上が覚せい剤取締法違反である（2008年から2012年の累計）³³⁾。女性の出所受刑者の5年以内の累積再入率でも38.2%で窃盗に次いで高い。薬物依存症は、「依存症」という病識がないのも特徴の1つであり、離脱には刑務所入所中のようなクリーン期間が必要であるが、それだけで離脱できるわけではない。そのため、刑務所における特別改善指導のうちの薬物依存離脱指導（R2）で薬害について教えることも重要であるし、ダルクのような当事者自助グループを入れ³⁴⁾、指導を行うことには女性においては非常に意味がある³⁵⁾。ただ、女性受刑者の場合は、女性の自助グループが多

30) 2013年版犯罪白書 208頁。

31) 2008年版犯罪白書 291頁。

32) 2013年版犯罪白書 195頁。

33) 2013年版犯罪白書 190頁。

34) 例えば鶴飼芳恵「笠松刑務所における薬物依存離脱指導の現状と課題」刑政第123巻第6号 24頁-32頁（2012年）。

くない³⁶⁾ことが心配される。女性の薬物依存には、虐待やDVが絡んでいることも多いと言われ³⁷⁾、また、交際している男性から入手することも多い³⁸⁾。「底つき体験」によって依存症から立ち直ろうと思えると言われることもあるが³⁹⁾、女性は交際している男性から薬物を入手することができたり、風俗で資金を稼ぐことができるため、回復しようと思うまでにより時間がかかるなどとも言われ、男性以上にその回復は難しく、また、出所後の人間関係を含む生き方とも大きくかかわってくる。女性の場合は、ダイエットに関係して薬の使用を始めるケース（摂食障害とも関係する）、薬代のための窃盗等もあり、女性受刑者の特性は複雑に絡み合っている。

(5) 被害者性

海外では、女性受刑者自身の被害者性の高さ（特に性的虐待、DV等）、薬物・アルコール濫用、精神疾患、自殺企図の高さ等が指摘されることが多い⁴⁰⁾。加害者であると同時に、その背景にDVや虐待の被害者であるという被害者性をもっている点が、男性と大きく異なる。日本においても、女性受刑者については、受刑者の73.3%が性暴力による被害にあっており、重大な性被害（幼少期、性交を伴うもの、近親姦、レイプ、長期にわたる被害、トラウマを残したものと）は33.3%であったという研究もある⁴¹⁾。筆者らは、2008年5月に美祿社

35) 例えば宮地尚子「薬物依存とトラウマ」現代思想 2010年12月号 54頁。

36) <http://www.yakkaren.com/zenkoku.html>

37) 上岡陽江・大嶋栄子『その後の不自由』医学書院（2010年）、上岡陽江・ダルク女性ハウス『生きのびるための犯罪（みち）』イースト・プレス（2012年）。この両冊の本のタイトルが女性薬物依存症者の人生がいかに厳しいかを物語っている。

38) 有田千枝「現代の女子受刑者—生育歴と依存～薬物事犯者の特性—」犯罪と非行第120号 207頁-211頁（1999年）等。

39) 例えば <http://www.k-darc.jp/p06.html>

40) 矢野恵美「海外における女子受刑者処遇の状況」法律のひろば 2013年8月号 30頁-36頁を参照。永井亨「[「相応の配慮を要する犯罪者（女性・障害・高齢）」の処遇について—海外専門家の知見に学ぶ—」 http://www.unafei.or.jp/pdf/kensyu/No157_PO_Comments_Crime_and_Punishment20153.pdf等。

会復帰促進センターで、2012年に笠松刑務所で受刑者の調査を行った。美祿では、男性334名、女性413名にアンケートを配布し、それぞれ311通、384通の有効票を得た。笠松では574名に配布し、515通の有効票を得た。そこから、女性受刑者は、被害者性が非常に高いこと、とりわけDV被害が高いことが見られた。身体的暴力については、内閣府男女共同参画局の調査による一般女性の被害率に比べ高く、笠松では2倍近かった。また、男性受刑者に比べ家族とのかかわり（とりわけ子ども）との関係性が深い等の特性が見られた⁴²⁾。

4 W指標という収容分類級と処遇の困難性

このように、被収容者の量及び質とも、処遇が困難な状況にある女性刑務所であるが、受刑者の分類方法こそが女性刑務所、とりわけ女性刑務官を苦境に立たせる要因の大きな部分を占めるように思われる。日本の刑務所は、受刑者の属性及び犯罪傾向の進度の組み合わせ別に収容施設を分けているが⁴³⁾、女性には「女子(W)」という属性が第一次的に付され（男性には「男子」という属性はない）、犯罪傾向の進度や刑期の長短は女性刑務所の選定において考慮されない（美祿社会復帰促進センターを除く）。女性受刑者で、収容施設が限定されるのは、「女子・日本人と異なる処遇を必要とする外国人(F)」「女子・少年院への収容を必要としない少年(J)」のみである。このため女性施設では、工場や施設での配置について各施設による工夫により事実上の分類はなされているものの、男性施設とは異なり、刑期も様々、犯罪傾向も様々な受刑者が同じ施設に収容される、いわゆる「混禁」状態となっている。女性受刑者は、家族や帰宅先に近い場所に収容するという「エリア収容」であり、現在、新設もされ10庁となった全国の女性刑務所に収容される。

一方男性刑務所では大きな指標として、犯罪傾向の進んでいないA指標、

41) 荒堀賢二「女性受刑者における子ども時代の性被害に関する研究」思春期学20(2)(2010年)261頁-265頁。

42) 本調査は未刊行。本調査は手塚文哉大阪矯正管区長のご助力によって実現した。

43) 内容については、各年犯罪白書の「受刑者の属性及び犯罪傾向の進度」等を参照。

犯罪傾向の進んだB指標に分けられ、さらに例えば刑期10年以上のLと組み合わせたALの施設などというように細分化されていく。

W指標に定められた標準的な処遇方針には、①自立性を養わせ、生活設計を確立させるための指導をすること、②社会復帰後の自立に有用な知識、技能及び資格を取得させるための指導をすること、③引受人及び帰住先の確保及び維持のための指導及び援助をすること、と定められている⁴⁴⁾。各施設はこの処遇方針に従い、処遇を行っている。しかし、女性刑務所においては、過剰収容・高収容率の中で、異なる問題を抱える受刑者を、W指標に定められた標準的な処遇方針のみに従い処遇をせざるを得ない状況にある。確かに、例えば一般改善指導の枠を用いて性の問題や、親子の問題に熱心に取り組んでいる施設も多い。しかし、これだけ受刑者が増加し、処遇の難しさにも女性特有の問題があるとわかっている今、受刑者を属性で分類しない方法には限界がきているのではないだろうか⁴⁵⁾。

5 女性刑務官の現状⁴⁶⁾

ここまで見てきたように、日本の女性刑務所は、受刑者の量・質ともに難しさを抱えている。そもそも日本の刑務官は、1人当たりの負担率（刑務官と受刑者の数）が高い。例えば、スウェーデンやイギリスと比べると3倍近い⁴⁷⁾。これまで2006年には4.48まで達したが、2015年は3.04になっている⁴⁸⁾。法務省矯正局が野村総研に委託して2015年末から2016年年始にかけて実施され

44) 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について（依命通達）」2006年5月23日矯正第3315号別表4。

45) この点は、小島まな美・佐々木彩子・橋本美奈子「女子受刑者の処遇に関する研究について」刑政第123巻第5号70頁-79頁（2012年）78頁-79頁でも指摘されている。

46) 刑務官自身への最新のアンケート調査について、細川隆夫「女子刑事施設等における執務環境改善に関する実態調査について」、荒巻由衣「『女子刑事施設等における執務環境改善に関するアンケート』の結果について」に詳しい。共に刑政第127巻第8号38頁-68頁（2016年）。

47) 前掲40) 拙稿35頁。

48) 2016年版犯罪白書49頁。

た「女子刑事施設における執務環境改善に関する調査」では、退職者を減らすために有効だと言う支援策として「欠員を減らして一人当たりの業務負担を軽減すること」が、男女ともに最も多かったことが、現場の負担を物語っていると言えよう⁴⁹⁾。また、職階にもよるものの、夜勤が多く（医療従事者よりも頻度が高いと言われる）、職階が上がるとより広範な範囲での転勤があるという特徴がある。さらに、ヨーロッパの刑務所では、例えば教育的指導は専門家に委託するなど、業務の分担が多いのに対し、日本の刑務官は、保安、作業、教育、庶務、さらに高齢受刑者等の介護等までもすべてこなす「マルチタスク方式」である。さらに、日本では基本的に同性が処遇をするという同性処遇の手法をとっており、女性刑務所については約9割が女性職員である。元々日本の刑務官の負担率はヨーロッパに比べ高い上に、女性刑務官の場合は、育児休暇等の取得が考えられる。休暇の取得自体はもちろん何の問題もないが、問題は、育児休暇を取るのは基本的に女性で（2015年度の男性の育児休暇取得率は2.65%で過去最高）、その分の対策は女性刑務所でのみ考えられることになるということである。休暇中、すべて職員を補充するわけではないので、女性刑務所においては、公表されている数字よりも、実働している職員の数が少なく、男性刑務所以上に負担が高くなっている可能性がある。

女性刑務官の特徴の1つに年齢構成もある。刑務官の年齢構成を見ると、全体では20歳代が約2割、指導的立場である50歳代が約3割であるのに対し、女性刑務官では20歳代が約5割、50歳代はわずかに約1割しかいない⁵⁰⁾。これは女性職員の離職率が高いことが大きな原因であり、2009年度から2011年度の「3年離職率」は35.9%であった⁵¹⁾。OJTができない現状が指摘されているところである⁵²⁾。女性刑務所の仕事の難しさ、女性が働くことの大変さがいまっていると思われる。また、受刑者の改善・更生のために、積極的に

49) 前掲荒巻由衣 65頁-66頁。

50) 前掲名執雅子 5頁。

51) 前掲細川隆夫 39頁。

52) 前掲西田博 4頁。

処遇や教育に関われると思ひ、刑務官を志望したものの、保安職に配属になり、退職していく者の問題、いわゆる「ミスマッチ」も大きな離職原因である⁵³⁾。この点、リクルート時の丁寧な説明も非常に重要であるが、現在の刑務官の採用後の研修の短さの問題ともリンクしているように思われる。

現在、女性刑務所では、年齢の若い刑務官が、高い被収容者負担率の中、多数のそして様々な受刑者がいるにもかかわらず、W指標という単一の収容分類級に基づいて処遇している、という極めて処遇が難しい状況に置かれているというのが現状である。これについては、後述するように根本的に、日本全体が女性にとって働きにくい国であるという大きな問題がある。また、同性が処遇するという点については、日本では多くの職員が妥当と考えていると思われる。しかし、ヨーロッパでは社会の構成員のロールモデルとして異性の職員を配する例もあり、6割から7割が同性、3割から4割が異性の刑務官であることが一般的である。現状では、同性処遇の原則から、男性刑務所に配属になった女性刑務官が男性受刑者と接することができず、そこで処遇を学ぶこともできない可能性もある。異性の刑務所で働く職員の職域については考慮の必要があるように思われる⁵⁴⁾。

なお、女性刑務官のベテラン不足に対応するため、出産などで退職した職員の再雇用制度も始まっている。

三 背景にある日本社会における女性の現状

刑務所の問題、とりわけ女性刑務所の問題を考える際には、次の言葉を忘れることはできないと考える。それは、「刑務所は社会の縮図である。」「刑務所は社会を映す鏡である。」そして、フランツ・フォン・リストの「最良の刑事政策とは良い社会政策である。」という言葉である。なぜなら、女性刑務所の直面する問題の背景に、日本社会における女性の問題が透けて見えるからで、

53) 前掲細川隆夫 41 頁。

54) 前掲細川隆夫 49 頁-51 頁でも検討されている。

女性刑務所の問題の解決には社会全体の取組も欠かせないと思われる。

社会における女性の問題を考える際の目安になるものとして、ジェンダーギャップ指数がある⁵⁵⁾。2016年のランキングでは、144か国中、1位アイスランド、2位フィンランド、3位ノルウェー、4位スウェーデンと、いわゆる男女共同参画先進国と言われる北欧諸国が名を連ねる（上位常連国である）。これに対し、日本はこれまでで最低の111位を記録している。もちろんこの指数がすべてではないが、少なくとも日本社会における男性と女性の状態はかなり不均衡であることがわかる。

現在の日本の状況から見えてくるのは、平均寿命は女性の方が男性より長い一方、①社会の指導的立場に女性が少ない⁵⁶⁾、②雇用形態にかかわらず男女の賃金格差がある（2015年で男性一般労働者を100とした場合の女性一般労働者の給与水準は72.2⁵⁷⁾）、③貧困が女性に偏っている（とりわけ単身女性、高齢女性）⁵⁸⁾、④家事・育児・介護が女性に偏っている⁵⁹⁾等であり、これは女性受刑者、女性刑務官の現状の課題と重なってくる。女性の犯罪、とりわけ高齢女性の犯罪、また、摂食障害、薬物依存、いずれも「孤立」との関係性が指摘されている。社会においての女性の孤立への配慮が今後の鍵となるのではないだろうか。

また、女性の問題にかかわらず、高齢受刑者に関しては、同様に高齢社会であるヨーロッパでは高齢受刑者問題が生じていないということは、この問題が刑務所だけの問題ではなく、「社会政策」の問題であることの証左であろう。

55) <http://reports.weforum.org/global-gender-gap-report-2016/rankings/>

56) http://www3.weforum.org/docs/GGGR16/WEF_Global_Gender_Gap_Report_2016.pdf、2016年版男女共同参画白書 35 頁等。

57) 2016 年版男女共同参画白書 43 頁。

58) 津島昌寛「女子の犯罪・非行」法律のひろば 2014 年 1 月号 20 頁は単身世帯の女性高齢者の被保護人員に注目している。

四 女性刑務所、女性受刑者に関する国際準則

現在、女性刑務所、女性受刑者に関する国際準則の代表的なものは、「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則（バンコクルールズ）」であろう。バンコクルールズは、「被拘禁者処遇最低基準規則」、「形態を問わず抑留又は拘禁されている者の保護に関する基本原則」、「被拘禁者処遇基本原則」、「非拘禁措置に係る国連最低基準規則（東京ルールズ）」、「刑事事案における修復的司法プログラムの利用に関する基本原則」等の国連基準準則に対する補完規則として、2009年11月にバンコクで行われた政府間専門家会合において作成された⁶⁰⁾「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則案」が2010年12月の国連総会において採択されたものである。

2015年4月にカタールで開催された第13回国連犯罪防止・刑事司法会議（ kongress ）においては、ワークショップの1つが「女性犯罪者及び非行少年の処遇及び社会復帰」であり、日本からは名執雅子法務省大臣官房施設課長（当時）が報告を行っており、女性矯正職員の育成と人材確保について報告がなされている⁶¹⁾。kongressでは、バンコクルールズの実施に関する具体的な取組が話し合われている。例えば、女性受刑者の割合は少ないが急増している。しかし、既存の枠組みは男性中心に構築されたもので女性の特性はほとんど考慮されてこなかったと指摘されている⁶²⁾。ここでは女性受刑者に対する身体・精神面への配慮、女性受刑者に対する教育及び更生プログラムの充実、女性犯罪者の特性や環境を考慮した社会内処遇の推進、女性受刑者の社会復帰の促進等の必要性について共通の認識が形成された⁶³⁾。

59) 2016年版男女共同参画白書9頁等。

60) http://www.unafei.or.jp/pdf/workshop/Commission_Ketsugi.pdf

61) 内容は、永井亨「第13回国連犯罪防止・刑事司法会議（kongress）ワークショップにおける日本の発表について」刑政第126巻第10号44頁-52頁（2015年）に詳しい。

62) A/CONF.222/PM.1

63) 2015年版犯罪白書101頁。

五 課題とまとめ

本稿では、現在の日本の女性刑務所が置かれている状況、社会の中の女性の状況について見てきた。現在は、法務省でも対策が進み、女性の特性に合わせた処遇の開発、女性執務環境の改善、医療や福祉との連携（地域支援ネットワーク）も始まっている⁶⁴。そこで、最後に、長期的な視点での課題とまとめを考えてみたい。

1 女性処遇の指標の見直し

三の4で見たように、現在、女性の受刑者には基本的に「W」という指標のみが与えられる。これは、各女性刑務所に、初犯、累犯の別なく、極端な話では懲役1か月から無期懲役まで、また20歳代から80歳代までがエリア別という基準で一括収容され、さらに精神障害、摂食障害、薬物依存などを抱えているという状態である。同性処遇の原則があり、しかも日本の刑務官はマルチタスクであるので、まさしく「何もかも」が女性刑務官の肩にのしかかる。さらに夜勤や転勤がある。女性刑務官が男性刑務官より劣っているという問題では決してなく、働く男性と女性が不均衡である中で、女性にこのような負担がかかることが問題なのである。また、三の1・2で見たように女性受刑者も急増しており、そこに高齢者も多いので、男性の指標を参考に、女性にも指標を与えることが必要ではないだろうか。例えばスウェーデンにおいては、まずリスクで受刑者を分類するところは日本と異なるが、男性にある最高リスク群は女性に付されていないものの、その他の分類は男性と同様である。受刑者における女性比は約6%で日本よりも低い⁶⁵。

しかし、女性の施設は増えたとは言え10庁にとどまっており、男性のように同一管区内に複数の施設を抱えているわけではない。また、バンコクルーズでは、実はエリア収容が推奨されている。これは家族との関係の維持や、出

64) マーガレット・アクション、「女子刑務所の在り方研究委員会」からの提言など。

65) *Kriminastatistik* 2015.

所後の問題を考えてのことである。日本でも、出所後の家族との関係等を考えると、男性施設のように施設ごとに異なる指標にするというよりは、例えば、男性施設で唯一 A 指標・B 指標の受刑者を収容する沖縄刑務所等を参考に、施設内で居室棟、工場棟を指標別に分けるなどの方法が現実的であるように思われる。ただ、西条刑務支所に代表されるような収容定員の少ない施設では、一定の指標の者しか収容しないという方法も考えられよう。現在も、実際に、美祿社会復帰促進センターでは、民間企業や地元との関係で、A 指標しか収容していないし、沖縄県には女性の施設はない等、元々エリア収容と言っても限界がある。

但し、女性施設内で指標を分けることを考える場合には、そもそも男性と同じ分け方で良いかという点には大きな課題が残っていると思われる。上記で見てきた女性受刑者の特性に鑑み、年齢や罪名、再犯リスク等、海外の状況も参照しながら、新しい分類方法の検討が求められるのではないだろうか。この点、例えば、イギリスの女性被収容者に関する通達等が参考になろう⁶⁶⁾。

2 研修制度の見直し

バンコクルールズでも提唱されているが、刑務官には高度の専門教育が求められている。女性の早期退職防止、女性幹部育成のためにも、刑務官の研修制度の見直しも考慮の余地があるのではないだろうか。予算の問題も大きくかわり、一朝一夕に動かせる問題ではないが、法律、人権に関するコース等を徹底し、1年から2年とし、ノルウェーの警察大学校のようにここで学位を与えることも考えるのではないだろうか（ノルウェーでは矯正研修所を警察大学校方式にするか検討中である）。

3 同性処遇原則の見直し

日本は同性処遇への支持が強い。これは受刑者の規律維持や、受刑者、刑務

66) 前掲 8) 拙稿参照。

官双方の安全などの点から優れていると思われる。又、バンコクルールズではむしろ同性処遇が推奨されている部分もある。これは受刑者の安全を考えてのことであるが、日本はこれが徹底されすぎて女性刑務官の負担が増加しており、前提が異なっていると思う。ヨーロッパでは異性の刑務官が処遇にかかわることも多い。異性による処遇は女性施設のみならず、男性施設でも重要な問題であるし⁶⁷⁾、女性刑務官のキャリアを考える上でも重要である。日本でも PFI 方式の刑務所では民間の女性が男性受刑者の処遇に携わる場面も見られる。PFI 刑務所はいわゆる A 指標の受刑者が収容されているからだという指摘もあるかもしれないが、そうであるならば PFI 以外の A 指標の刑務所から始めるという方法もあると思われる。どちらにしても受刑者、刑務官双方の安全が守られることが最優先であるので、その点は良く考慮した上のこととなるが、男性しかいない、女性しかいない社会は存在せず、受刑者の社会復帰を考えるのであれば⁶⁸⁾、ロールモデルとしての異性——暴力をふるわない、定職をもった男性（家事・子育ても担当する男性であればなお良い）——は女性刑務所において非常に重要となろう。ただ、ここで気をつけなければならないのは、刑務官の中で男女で優劣をつけることのないように配慮しなければならないということだ。男性のみが幹部職になることのないような配慮は欠かせない。女性刑務所において、優れた男性上司から OJT を受けることは非常に重要であるが、女性刑務官の離職による年齢的偏りを修正していくべく引き続き女性幹部の育成にも力を入れていかなければならない。

4 女性特有の総合的処遇プログラムのさらなる開発

現在、日本の処遇プログラムには R1 から R6 という特別改善指導があるが、このうち性犯罪と暴力団に関するものは男性のみである。現在、一般改善指導

67) 例えば日高みちえ「おばさん統括、男子刑務所に行く」刑政第 121 巻第 1 号 88 頁-91 頁（2010 年）はこの問題の現実的な課題を取り上げている。

68) 監獄法を廃し、刑事施設収容法を開始した目的の 1 つは受刑者の社会復帰の重視にある。

の中で、母親教育を行ったり、子育て⁶⁹⁾や性の問題を扱ったり、高齢者を含む窃盗に焦点をあてたりしており⁷⁰⁾、「関係性」に注目したプログラムも始まっている⁷¹⁾。各施設での懸命な努力も続いている。女性受刑者の問題となっている摂食障害、(高齢者の)窃盗、薬物依存等には被害者性や孤立という問題が根深く絡みついている。個別の問題解決にプラスして、女性のライフコース全体(例えば幼児期の虐待の問題への対応、その影響によるDV被害や薬物依存の問題への対応、男性に依存しなくても生きていける方法の指導等)を考えるようなプログラムの開発が必要だと思われる。その前提として、研究・調査としてバンコクルールズでも提唱されているように、まずは女性受刑者の実態・ニーズの把握も必要であろう⁷²⁾。

5 まとめ

現在、日本の女性受刑者、女性刑務所の状況は世界的に見ても非常に大きな問題に直面している。女性刑務官が抱える問題は、日本の刑務所が男女を問わず保安を徹底し、同性処遇をも徹底し、社会の安全を守り続けてきたことの裏返しでもある。一方で、先進国の中でも社会における男女の不均衡が大きい日本では、女性刑務官の執務環境は男性にとってよりも過酷となり、受刑者においては、高齢女性受刑者の急増のように、不均衡が刑務所の中で先鋭化して表れている。

刑務所中の問題は、刑務所の中だけでは決して解決しない。社会における女

69) 例えば柿崎真澄「子育てが必要な女子受刑者に対する改善処遇」刑政第126巻第9号 118頁-124頁(2015年)。

70) 例えば尾方千春「麓刑務所における窃盗問題指導の取組について」刑政第125巻第10号 33頁-40頁(2014年)。

71) 寺西昌「大阪発マーガレット・アクションへの取組」刑政第126巻第6号 78頁-88頁(2015年)には女子受刑者の特性に応じた教育プログラムの開発、窃盗防止指導の内容が紹介されている。

72) 前掲小島まな美・佐々木彩子・橋本美奈子では女性受刑者の処遇ニーズを明らかにするためのアンケート調査も実施されており、非常に興味深い。

性の労働者の働き方の見直しが重要になろう。ただ、刑務官の場合は男女を問わず、まず、世界的に見ても負担が大きいことを社会全体が自覚し、定員増減や、地域支援ネットワークを一層推進し、医療関係者等の専門家の導入が求められる（刑務所における医師不足の問題はここでは触れない）。女性の置かれた状況に目を向けながら、刑務官の働き方、受刑者の特性と向き合う必要がある⁷³⁾。その前提として、この問題を矯正全体で共通認識とする必要があり、こういった内容も研修に取り入れてほしいと考える。受刑者について、刑務所処遇は、今、施設にいる受刑者だけではなく、その家族も含め、受刑者の過去・現在・未来を見ていく時代になってきているのではないだろうか。

73) 男性刑務官も含めたワークライフバランスの特集が刑政第126巻第8号14頁-37頁（2015年）にある。